

【 平成24年度 村民提案制度による実績報告 】

種別		件数
住所	村内	76
	村外	30
	その他	4
	計	110
性別	男	74
	女	20
	不明	16
	計	110

種別		件数
提案区分	提案	13
	意見	10
	要望	28
	苦情	6
	照会	15
	参考	1
	その他	48
	計	121

※一人で複数提案あり

※ 平成24年度、住民の方からいただいた村政に対する御案・意見・要望・苦情・照会など及び、それに対し村から回答文を送付したのものについて、その内容を御報告いたします。公表にあたり内容及び回答については要点のみとしております。経緯や制度の説明、個人名や事業者名の特定につながる表現、広告や営利に関するもの、個人的な部分については削除しております。

担当課が直接回答したものや、匿名、連絡先不明、回答を求められないものなどについては、件数には含まれますが内容の掲載はしていません。

※ この実績報告の内容は、提案いただいた当時、回答した内容をそのまま掲載しておりますので、内容によっては既に解決したものの、事業化したもの等があることをご承知のうえ、御覧下さい。

受付	提 案		担当課
	震災・原子力事故等に関するもの	回答内容	
5/30	① 安定ヨウ素剤の各家庭への事前配布	① 村は、基本的には福島第一原子力発電所の事故を鑑みれば各戸配布が望ましいと考えます。 国でも「原子力施設等の防災対策について（以下「防災指針」）」を、現在見直すべく検討中です。村としては、原子力規制庁発足後の「防災指針」の改定を受け、「東海村地域防災計画（原子力災害対策計画編）」の見直しを行い、安定ヨウ素剤の各戸事前配布についても茨城県及び関係市町村に働きかけてまいります。	原子力安全対策課
	② 村として放射線の安心安全側からのみの勉強会だけでなく、低線量被曝の危険性をキチンと村民へ知らせる。	② 放射線に関する相談コーナーの開設など、村民の心配にこたえられるよう取り組んでおります。また、勉強会や出前講座等でも、放射線に関する基本的な知識と正しい対応法等を村民の皆さまに身に付けていただけるよう取り組んでおります。	
	③ 何回でも原電の市民説明会を義務付ける。	③ 原電では現在、自治会や地域団体等からの見学や説明などの依頼が多く、随時受け付けて対応していることを確認しております。なお、現時点では、一事業所である原電に対して説明会を義務付けることは、難しいと思います。	

	④ 村内の学校・保育園・幼稚園の給食の厳しく徹底した検査を行う。	④ 小中学校・保育園の給食の食材は、昨年11月から毎回放射能測定を実施しています。測定結果は毎回ホームページにて公表しております。しかしながら、学校給食は、安全・安心な食材の確保など十分な配慮が必要であることから、今後とも、より厳格な安全管理に努めてまいります。	学校教育課
5/30	⑤ 現実的に脱原発を実現するために、東海村が自立できる産業を育てるために、商工会などにもっとアイデアを出してもらい、小さくてもいいから沢山の事業や活動を起こしてほしい。	⑤ 地域資源（日本原子力研究開発機構などの研究施設、常陸那珂港など港湾施設等）の活用による地域経済の活性化や廃炉に伴う地域経済の財政的激変緩和措置などの国に対する要望などが必要と考えます。村民と行政の協働のもと、商工会のみならず様々な団体との連携・協力を積極的に図りながら、自立できる産業の確立を図り、予算編成や施策等に積極的に反映させていきたいと考えます。	政策推進課
	⑥ 子供達の甲状腺エコー検査をこれから毎年行う。	⑥ お子さんの健康不安の軽減のために、何らかの検診等を実施するべく現在検討中です。どのような検診を村として実施できるかを十分に検討した上で、村民の皆様へお知らせしてまいります。	保健年金課
11/29	原発事故後の汚染から、食品を通じての内部被曝について乳幼児や胎児への影響が心配されます。体内放射能濃度の測定法として知られるバイオアッセイ法のうち、尿中の放射能濃度測定を実施して欲しい。村の遮蔽体付きのシンチレーション検出器を使って、ぬれおしめで測定することを検討していただけないか。測定に要する試料の量や時間など一定の目安がいたら、蒸発濃縮や沈殿凝固など試料処理法を統一し、専用試料容器を準備し公表すれば、多数の利用者が見込めると考えます。	原発事故対応の中でも尿を利用したバイオアッセイ法が検討されました。しかしながら、放射線医学総合研究所が福島県民を対象に行った尿検査（ゲルマニウム半導体検出器使用）では、放射性セシウムは殆どの場合で検出限界値（13Bq/L）以下となり、仮に検出限界値を上回った場合でも値にばらつきがあり、より精度の高い検出方法であるホールボディカウンタによる測定結果とも相関性が認められませんでした。この結果から、福島県では県民健康管理調査においてホールボディカウンタによる測定をおこなっております。本村では、簡易型測定器を使用しているため、放射線医学研究所と同程度の測定結果を得るためには、検体量も多く必要（液体で約700ml）です。また、おむつの様に他の物質と混ざった状態では、比重も変化してしまうため、尿そのものの放射性物質濃度を測定することはできません。さらに、食品等を扱う場所であり衛生上からも不適切になります。これらから、役場の測定において尿検査を実施し、住民の安全安心に寄与できるような測定結果を提供することは不可能ですので、当面は現在のように食品や農産物等の放射能測定や「放射線に関する相談コーナー」等により、住民の不安に対応していくことが有効であると考えております。	原子力対策課
	まちづくり等に関するもの	回答内容	
5/28	交通網の整備 これらの交通政策を東海村が積極的に関係部門へ働きかけること <ul style="list-style-type: none"> 東京⇄日立間に新幹線鉄道を導入 水戸⇄小山（宇都宮）間に新幹線鉄道を導入 日立⇄宇都宮間に高速自動車道を開通させる 日立⇄潮来間に高速自動車道を開通させ、成田への利便性を向上させる。 茨城空港からの国内外各地へのフライトを増やす 	これらの問題は東海村に大きく関わるものであり重要な問題と考えます。村単独ではなく関係市村で十分検討を重ね要望を考えたいと思います。茨城空港については、茨城県企画部空港対策課が関係機関に対して積極的にセールスを行っており、着実にそのアクセスを広げております。（※詳しくは「茨城空港」ホームページをご覧ください。） 一方、本県にまつわる高速道路については、H23.3に北関東自動車道が全線開通しました。今後、H26年には圏央道の稲敷ICから(仮称)大栄JCTまでが、H27年には東関東自動車道水戸線の茨城空港北ICから(仮称)鉾田ICまでが開通する予定となっております。また、東海村を経由する高速バスも仙台便が7月より開業するなどアクセスの拡充がされます。（※詳しくは「茨城交通」ホームページをご覧ください。） 村としましては、住民の皆様様の積極的な利用とアクセスの拡充を引き続き検討・要望して参ります。	まちづくりの国際化推進課

	行政事務等に関するもの	回答内容	
5/30	<p>① 東海村は太陽光発電の補助金に力を入れていますが、今以上に枠を大きく設ける。</p> <p>② LED電球の補助金なども、購入時のレシートで出してみてもいいですか。</p>	<p>① 6月18日現在、キャンセル待ちを含め143件の申込が有りますが、23年度実績では、相当数のキャンセルが発生したことから本年度も予算枠で対応可能と考えております。今後、状況に応じ予算増額も含め交付単価や制度の見直し等を検討してまいります。</p> <p>② LED電球の購入補助については、現在のところ補助事業の実施予定はなく、住民ニーズや費用対効果等、検討を続けたいと思います。</p>	環境政策課
6/14	<p>家庭用プロパンガスは個人契約のため価格がバラバラで業者の思い通りになっている。村が競争入札して一括購入し、価格統一をし、村が管理し、価格は年間統一とし、変更時は議会を通して変更する。村で都市ガス整備が出来ないのであれば、村内統一価格でプロパンガスの管理を行って下さい。</p>	<p>村のガス協同組合へ料金設定について問い合わせました。基本料金と従量料金（ガスの使用量に応じて支払う料金）の合算がプロパンガス料金となり、事業者毎に決定されるため、料金設定にばらつきが生じています。プロパンガス料金を村が一括管理するについては、法令に鑑みてもプロパンガスの料金設定は各事業者に委ねられ自由料金となっている以上、個人と事業者との契約に村が介入することは困難です。さらに都市ガスの整備については、現在のところ人口や費用対効果の面から、事業者の進出が見込めない状況です。</p>	村民相談室
<h2>意見</h2>			
	防災・原子力等に関するもの	回答内容	
6/5	<p>原子力発電所廃炉についての発言では村民の意見を調査、踏まえての発言ですか。今後の東海村はどういった村を目指すのですか。プロセスはどうなっていますか。具体的行程は明確なのですか。福島原子力事故は大変な事故で、二度と起こしてはいけない事故です。この事故の原因を十分検証し安全対策は必要です。村民の総意を踏まえて方向を決めて下さい。</p>	<p>原発が停止したとしても2,000本以上の使用済み核燃料が使用済み燃料プールにあり、そのための安全確保は継続して必要であり、あわせて廃炉の技術開発や廃棄物の処理というものが非常に重要です。また今後は、地域資源（日本原子力研究開発機構などの研究施設、常陸那珂港など港湾施設等）の活用や財政的激変緩和措置として、「旧産炭地振興臨時措置法」のような支援策等を国に対し求めていくことが必要であると考えます。東海村では現在、最先端の原子力科学や原子力基礎・基盤研究と利用の推進や、これらを支える人材育成と国際的なまちづくりを進めることなどを主要な柱とした「原子力センター構想（仮称）」を進めております。原子力のパイオニアでもある村として誇りを持ち、このような課題・問題について最後まで貢献し続ける使命と責任があると考えております。</p>	政策推進課
2/12	<p>市町村避難計画は集落、老人会、保育園など地域・団体から積み上げる方式とし、住民自治を徹底し策定して下さい。策定の無茶なことが住民の理解になると思います。策定の件を、首長懇話会、懇談会で十分議論して下さい。高レベル実務者会議も置いて十分詰め、関係自治体一丸として下さい。</p>	<p>現在、地域防災計画原子力災害対策編の改定をしているところであり、避難計画については、並行して検討している所はございますが、まず地域防災計画原子力災害対策編を取りまとめる予定です。取りまとめた地域防災計画原子力災害対策編については、村民の皆様にお示ししながら、御意見を伺いその後、策定する避難計画に活かして行きたいと考えております。いずれにしても、各計画を策定する際には、村民の意見を求めながら実施してまいります。</p>	原子力安全対策課

	行政事務等に関するもの	回答内容	
4/6	① 3月末をもって、村消防本部は解散し新たな消防組合を組織しており存在しないのだから、速やかに貴村消防本部のホームページを閉鎖されたい。	当方において、東海村消防本部のホームページを4月10日（火）に削除しました。今後は「ひたちなか・東海広域事務組合消防本部」のホームページに接続できるよう、当課のホームページにリンクを張りましたので御覧下さい。	消防防 災課
	② 村の組織図も直し、消防団への問い合わせ先がわかるようにしておかれない。	消防団の問い合わせ先については4月から消防防災課が担当になります。組織図は、4月12日（木）に訂正致しました。	政策推 進課
4/11	① Tokai（村報）4月10日号での後期高齢者医療保険料率、介護保険料、国民健康保険税について、保険料を「改訂しました」「変わりました」「改正する」などの紛らわしい文言ですが、どの内容をみても「値上げ」ではありませんか。誰にでも判りやすく「値上げ」と表記されたら如何でしょうか。	保険料（税）ごとに表現に相違があり、紛らわしい広報でした。今号は後期高齢、介護保険、国保担当がそれぞれ記事を作成し表現の統一が図れなかった経緯があります。今後同様の記事を掲載する際は、広報担当を含めた打ち合わせを行い、「引き上げ」等の使用も検討し、わかりやすい表現に努めたいと存じます。	介護福 祉課
	② 国保日より（Tokai（村報）4月10日号14頁）には「国民健康保険税」と言う文言がありますが、国民健康保険は何故「税」なのですか教えて下さい。	保険で取り扱うお金には、保険料と保険税があります。「料」と「税」は性質的には同じものですが、各保険において取り扱いの違いがあります。例えば、後期高齢者医療保険と介護保険は、法律により「料」として徴収しなければなりません。それに対し、国民健康保険は「料」を採用するか、あるいは「税」を採用するかは、各市町村が決められることになっています。本村の国民健康保険につきましては、「税」を採用しており、茨城県内の国民健康保険の取り扱いは、44市町村のうち43市町村が「税」を採用しています。 ▼「税」と「料」の主な取り扱いの違い ・保険税 ⇒ 徴収の時効5年、遡っての課税3年。 ・保険料 ⇒ 徴収の時効2年、遡っての課税2年。	保健年 金課
	教育・福祉に関するもの	回答内容	
5/30	学校の校庭の使用前には水撒きをし、なるべく砂埃が立たないように徹底して欲しい。	強風時には砂埃が舞い上がり、大変御迷惑をおかけしております。散水することが砂埃の飛散防止には有効であることから、グラウンドの状況や天気の状態を確認して校庭に散水することを心がけるよう、学校に周知徹底してまいります。	学校教 育課
2/1	村内の待機児童についてどうするのですか。百塚保育園を増築する予定ですが、まだ先のことです。近隣市町村は空きがあるのですが、肉親がその土地で働いている方が居ないと入所できません。夫婦共働きで、今は村の無認可保育園へ預けていますが、東海村に長年住んでいて尚且つ共働きなのに、村の認可保育園に入れないのは何故ですか。	本年2月1日現在の村内認可保育所児童数は、公私立合わせて730人であり、定員610人を大きく超えています。入所の可否については、保護者の就労形態・日数・時間や親族の同居の有無など、日中の児童の保育に欠ける程度を点数化し公平・厳正に審査しています。一方、保育所入所待機児童数は、2月1日時点で60人を超え、異例の増加傾向の継続状況に取り急ぎ百塚保育所建物を増築することとし、平成26年度中の幼保連携施設（村松保育所・宿幼稚園）の整備と併せ、待機児童の解消を図ることとしております。なお、村外の認可保育所に入所可能な広域入所制度については、市町村によってその取り扱いが異なる場合もありますが、一概に、保護者が当該市町村で就労していることを条件としているわけではないことを申し添えます。	社会福 祉課

	道路・公園ほか生活環境に関するもの	回答内容	
1/5	東海病院から駅に向かう道路、ジャスコ手前の信号機が30m位まで近づかないと街路樹の陰で見えない。街路樹の剪定の計画で枝落としをお願いします。	現地を確認し、交通安全に支障を来している場合は剪定を行います	みちづくり課
	要 望		
	公共施設に関するもの	回答内容	
6/11	役場玄関の最寄りの場所に、身障者用の専用駐車スペースの増設を希望。現在の場所は玄関から遠く、決して身障者に優しい設定とは思えません。改善して下さい。	役場構内には障がい者専用駐車スペースとして、庁舎東側正面玄関付近に2台分、庁舎南側駐車場内に3台分、庁舎北側入口付近に3台分の計8台分確保しております。このうち、庁舎北側入口付近の障がい者専用駐車スペースには、雨天時の利便を図るため屋根の設置を計画しております。ここは庁舎入口にも近く便利な場所ですが、わかりづらいため屋根の設置工事が終了次第、利用に周知して参ります。	財務課
6/11	「なごみ」には身障者の専用駐車場がありません。他の施設と比べても「なごみ」の利用者には身障者が多いので、専用駐車スペースを検討して下さい。	もともと障がい者等用駐車スペースとして計画していた、施設正面玄関右側の屋根付駐車場を「障がい者等用駐車スペース」として使用します。それに伴い、正面玄関入り口と駐車場に「障がい者等用駐車スペース」が分かる掲示をし、更に利用者にも周知致しました。 名称については、当センターの特性上、障がい者・高齢者・お子さん連れの保護者等の利用が多いことを鑑み、「障がい者専用の駐車スペース」と限定せず、利用実態に合わせ「障がい者等用駐車スペース」と致しました。	介護福祉課
6/20	旧役場の跡地利用について何か考えが有りますか。是非リハビリ専門の入院施設を造って欲しい。叔母が骨折して東海病院に入院し、一人で歩くこともままならないまま老健に入所しました。もうすぐ3ヶ月になり、次に入れるところが決まっています。年寄りが安心して治療に専念でき、元気になって家に帰るまで入所可能な施設を作して下さい。	現段階では具体的な利用計画は決定していませんが、出来るだけ早期に財政状況を勘案しながら決定いたします。	政策推進課
		【介護保険施設の利用について】老人保健施設とは、医療機関での治療が終了した後、すぐに在宅生活が出来ない方が、在宅生活が可能となるように入所してリハビリを行なう施設です。おば様に適した介護サービスについて、一度介護福祉課介護保険室へ御相談下さい。 リハビリの専門施設建設については、供給量に不足等が生じた場合には、介護保険事業計画の中で検討していきます。	介護福祉課
7/2	図書館の本の置いてある場所、位置ですが、新しい図書館になってから、図書館の本棚の下に置いてある本が見えなくて苦労しています。歳とともに膝は痛くなり、目も悪くなり、本棚の下の本を確認することが大変です。高い位置に並べてもらうように御検討下さい。	震災後、落下の危険性を考慮し、大きな本や重い本などはなるべく下に置くようにしておりますが、それ以外の本につきましては、可能な限り置く場所を考慮してまいります。しかしながら、今後本が増えてまいりますと、下まで並べざるを得ない状況になると思われるかと。また、図書館には常時司書がおり、本が探しづらい、見つからないような場合は、お手伝いをしますので、お気軽にお声掛けください。	図書館

7/23	<p>村立図書館を利用していますが、室温をもう少し下げたほうが快適に読書、勉強が出来ると思います。間もなく夏休みです。各家庭のエアコン使用料を減らして公共施設で過ごすという、他市の試みについていかがでしょうか</p>	<p>村では、冷房の設定温度を29度とするクールビズに取り組んでおります。外気がある程度涼しい日などは、冷房をかけずに、窓の開閉等に対応しておりますが、猛暑日は29度の設定では館内が暑く感じられるため熱中症の心配もありますので、状況に応じ適宜対応してまいります。</p>	図書館
11/30	<p>須和間霊園に共同墓地（共同供養塔）の設置を提案します。少子高齢化時代に入り、墓を作っても諸事情により代々維持し続けることが大変難しい時代でもあります。また、男女シングルの方もいます。都会に限らず日立市の平和台霊園にも新しい形の共同墓地が作られています。東海村でも共同墓地設置を検討して下さい。</p>	<p>核家族化や少子化による墓地管理への不安など、社会情勢の変化に伴い都市部を中心に共同納骨堂や合葬式墓地を設置する公営墓地も増えてきているようです。県内では、民営墓地を除き、今のところそれらを設置した自治体はございません。しかし、社会情勢の変化は本村においても例外ではなく、また、現在の須和間霊園を御使用いただいている方についても、今後、承継者の消滅によって無縁化する場合も想定されます。近隣の公営墓地の先進事例を参考に、前向きに検討していきたいと考えます。</p>	環境政策課
11/31	<p>旧白方小学校の公園が、街灯も無く（有っても点いていない）暗くて危ない、暗くなると不気味です。</p>	<p>夕刻（17時30分頃）現場確認をしました。整備に当たっては、自治会や近隣の住民の皆さんの意見を集約しながら、親しまれ利用される公園を目指してまいります。照明（照度）については、照度計算も行い照明を配置しており、園路の視認性は確保できていると考えます。隣接する住宅地の皆様の住環境への配慮も御理解下さい。安全のために照明器具の携帯など御協力をお願いします。</p>	都市政策課
12/3	<p>図書館や文化センターで、むせて、薬を飲もうと自販機を探しても見つからないので、何処にあるか聞いたところ撤去されたとのことでした。緊急に水が必要な時は、命にも関わるとも知れませんが、公共施設に自販機を置かないのですか？多くの方が不便に思っております。</p>	<p>3・11の東日本大震災を教訓として「復興支援の強化」「災害に強いまちづくり」「生活スタイルの転換」の3つをキーワードとする「東日本大震災の教訓を活かしたまちづくりプロジェクト」を重要総合プロジェクトに位置付けました。生活スタイルの転換を進める一環として公共施設からの飲料水自動販売機の撤去を行いました。お金を出せばいつでも必要なものが手に入るという生活スタイルを、必要なものは事前に準備して行く、あるいは準備しておくというものに変えていくことが重要であり、住民の方々がこのような考え方を持つことが「災害に強いまちづくり」の基本になると考えております。</p>	生涯学習課
	<p>教育・福祉に関するもの</p>	<p>回答内容</p>	
11/1	<p>3歳の子を保育園に預けフルタイムで働いています。医療費等、子育てに優遇された地域と思いますが、病児保育というサービスに関しては皆無で困ります。村でサービスを設けるのが難しいなら、他市町村で受けた場合に補助するなど検討して下さい。また、産婦人科や泌尿器科、耳鼻科も無く、遅くまで診療している小児科もない。</p>	<p>東海村においては、病後児保育として、民間保育所の南台保育園が病後児対応型（病後回復期にある児童を一時的に保育する事業。）、サンフラワーこどもの森保育園が体調不良児対応型（保育中に体調不良になった在園児を保護者が迎えに来るまでの間、緊急的に対応する事業。）を行っております。病児保育施設の新設及び病児保育を実施する団体等については、村内の状況を見極めながら検討してまいりたいと考えております。他市町村でのサービス利用の補助についても、今後の課題となります。東海病院の耳鼻いんこう科については週のうち3日から4日診察しております。今後とも医師の確保に努力してまいります。</p>	社会福祉課

	行政事務等に関するもの	回答内容	
6/20	児童手当の現況届けの書類が一式届きました。6月中の提出期限と、延長開庁日が1日しか残されていないことは、フルタイムで働く母子家庭の我が家に限らず大変なことです。その他にもいろいろな手続で何度も役場に行かなければなりません。郵送での手続や一年をとおして開庁時間を長くするとかお願いしたい。	「開庁時間の延長」については、当初、期間限定で実施していたものを通年実施へ変更するなど、随時見直しながら実施しているもので、引き続き皆さまの利用状況を鑑みながら検討してまいります。 また「郵送手続き」についても、同様の考えの下、検討していきたいと考えます。しかし、各種手続きについては、本人確認を必要とする場合が非常に多いことから、「郵送手続き」には慎重に慎重を期すべきものであることも御理解をいただきたいと思います。	政策推進課
7/3	東海病院の多床室に入院していたが、多床室が満床になり、個室から更に特別室に移され多額な個室料を請求され、支払いが困難で分納にしてもらったが、何か良い方法は無いのか。	多額の御負担に恐縮いたします。御相談の御利用の説明不足から御迷惑をおかけしました。 地域医療連携室では医療費のお支払いについての相談や、他の相談を受けております。	保健年金課
8/21	「原子力センター構想（仮称）（第1次案）」に関する意見公募の期間が、お盆を挟み夏休み期間であることを考慮し期間の延長を願います。合わせて「原子力センター構想」は、東海村民のみならず、県民、国民が知るべき原子力推進の日本の将来を決定付ける重大な構想です。より広い範囲でのセンターに対する提言・意見公募を募るようお願いします。	「意見公募の期間」についての根拠例規 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">「東海村意見公募手続実施要綱」第6条第1項 （意見等の提出期間等） 意見等の提出期間は、意見等の提出開始の日から原則として30日とし、実施機関が定めるものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事情があると認めるときは、短縮することができる。</div> この度の意見公募の実施期間は、「平成24年7月25日～8月27日」であり、本村の規定している「原則30日」以上の適当な期間を確保できたものと認識しております。	まちづくり国際化推進課
12/3	75歳をむかえ、後期高齢者医療保険者となり、保険証の切替を行なった、交付された保険証及び被保険者証は、旧タイプのビニール袋に入れる紙に印刷されたものでした。今まではカードタイプで保管・持ち運びに便利でした。村発行の保険証もカードタイプ又は、財布に入る大きさのものに変更して下さい。	後期高齢者医療被保険者証については、茨城県後期高齢者医療広域連合が発行する県内44市町村、統一のもので村独自で変更できません。同広域連合に確認したところ、現時点で大きさの変更は予定していないとのことです。 国保被保険者証につきましても、発行は村ですが茨城県国民健康保険団体連合会で形状等が決められており、村独自で変更できません。 また、後期高齢者医療被保険者証及び国保被保険者証は、毎年更新するため、やや簡素なものとなっています。御意見を関係機関へ伝えてまいります。	保健年金課

12/11	<p>全量買取制度（約42円/Kw, 20年間）により、事業展開が加速している。将来的に負担（電気料金）増しが社会問題化し、買取制度の見直しが予想される。太陽光発電事業にも「供給責任制度」を課すべきと考える。買取制度の見直しで買取り料金や期間が下がった場合、採算割れから事業者の撤退問題に繋がる恐れがあります。こうした現制度の中で、自治体が参加募集を積極的に行うには、村独自の政策を整備することが必要</p>	<p>買取制度については、平成24年度中の契約については変更はないと考えますが、毎年度買取り価格と適用期間を定めることから、今後の情勢によってはビジネスモデルとして成立しなくなることも予想され、平成25年度以降にあっては行政はリスクを背負わなければならないことは明かです。このため、今後候補者が決定した場合、平成24年度中に契約される事業について、基本協定と太陽光発電設備の設置及び維持管理の契約の中で、リスク分担を明らかにし、20年間の維持管理責任や災害時の非常電源の提供等を明記していく予定です。供給責任制度の導入については、電気事業者同様に法的に義務付ける方法も20年間の運営を担保する方法の一つと考えますが、村独自の制度化は難しい課題です。現時点では、協定や契約の中で20年間の運営について担保していきたいと考えております。</p>	環境政策課
1/4	<p>医療費のお知らせを頂いておりますが、医療費の額をお知らせ頂かなくても、各人が必要に応じて全て自己責任において自己管理している問題だと思います。</p> <p>そこで一つ提案ですが、例えば身近な役場の皆さんからアンケートを取って「有効か否か」価値判断を集計してみても如何でしょうか。</p> <p>それとも「上からのお達しか何か」に従って、仕方なく実施している作業なのでしょうか。</p> <p>村民皆さんの血税を原資とする貴重な手間暇はもっと優先順位の高い実効的な仕事に向けて頂くよう検討をお願いいたします。</p>	<p>本村の国民健康保険では、現在、2か月に一度、医療費のお知らせ（以下「医療費通知」）として、対象月に受診があった場合に、受診者名、医療機関等名、日数、医療費総額、自己負担額などを記載して各世帯にお送りしています。この医療費通知は、国が医療費の適正化対策として実施を推進しており、県内の市町村国保では、同様の医療費通知を使用しています。また、発行回数につきましてはも年6回実施し、発行時期も統一されております。</p> <p>次に、医療費通知の目的ですが、医療費の額等をお知らせすることの他に、医療機関などからの誤った請求がないか確認していただくことも目的の一つとしています。「実際の治療日数より多い」、「治療を受けたことのない医療機関等の記載がある」、「医療費の額が自分で支払った額に比べて高い」などのようなことがないか、確かめていただくことも目的の一つであります。</p> <p>このようなことから、医療費通知の要否につきましては、必要なものと判断しております。今後は、医療費通知の様式などの改善等に努めてまいります。</p>	保健年金課
苦 情			
行政事務等に関するもの		回答内容	
4/25	<p>コミセンの会議室を借用申込する場合、午前中は直接出向かなければならず大変不便です。</p> <p>従来どおり、電話で予約できるシステムにして下さい。</p> <p>特に車のない方は徒歩又は自転車で行かなければならず、冬や雨の日は困っています。</p>	<p>コミセンでは、窓口での予約者と電話での予約者が同時の時のトラブルを防ぐため、昨年度から電話での仮予約は午後からとしました。コミセンの使用は窓口において①使用申請書の提出、②使用料の納付、により「使用許可書」が発行されます。便宜上、仮予約として電話の受け付けを行っています。予約方法の見直しを検討中です。</p>	自治推進課

12/28	<p>本村の「被災者生活支援策」の中には、本来真っ先に発動されるべき災害救助法に基づく「住宅の応急修理・・・半壊以上の世帯に52万円」が網羅されていない理由について。</p> <p>先日の説明を受けた内容は間違った解釈です。南台及び緑ヶ丘団地では半壊以上の被害が多く、この「住宅の応急修理」が適切に発動されていれば多くの人が恩恵に預かれたのにと残念です。</p> <p>役場でも当時多くの作業に追われ見落とししてしまったものと思いたしますが、52万円は大金です。</p> <p>遅くなったからやらないなどではなく、どう対応いただくか回答下さい。</p>	<p>1 災害救助法に基づく「住宅の応急修理」制度について</p> <p>「住宅の応急修理」は、災害によって住家が半壊又は半壊の被害を受け、そのままでは住むことができないが、その破損箇所を手を加えれば、何とか日常生活を営むことができるような場合において、当該住家以外に住むところがなく、その応急修理を行う資力がない者に対し、村が建築業者と直接契約し、必要最小限度の補修を行うものです。</p> <p>具体的には、住家が半壊（日常生活に不可欠な部分の損壊が必須）し、避難所等での避難生活を送っている被災者について、日常生活に不可欠な部分について必要最小限の応急修理を行うことにより、当該住家において何とか日常生活を営むことが可能になると見込まれる場合が考えられております。</p> <p>2 本村の被災者生活支援策の中に災害救助法に基づく応急修理の記載がないことについて</p> <p>御指摘の「被災者生活支援策」は、本村ホームページに掲載している東日本大震災関連情報のうち「被災者生活支援対策」を指しているものと推察いたします。この掲載内容につきましては、被災された皆様に対する見舞金、支援金等の経済的な支援策を主として掲載していたため、村が建築関係業者と直接契約し、応急修理という現物を給付する「住宅の応急修理」については掲載しておりません。しかし、被災された住民の皆様の生活再建を支援するためには、活用し得るあらゆる情報を掲載すべきであり、また、いつ発生するか分からない災害について、平常時から制度の周知に努めることが重要であると考えます。東日本大震災を1つの教訓として、今後、制度の周知に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>3 「住宅の応急修理」への対応について</p> <p>「住宅の応急修理」は、災害救助法の一般基準では「災害発生の日から1ヶ月以内に完了しなければならない」とされております。しかし、今般の東日本大震災におきましては、法の弾力的運用により、受付期間を延長することが認められておりました。本村におきましては、被災された多くの住民の方々が安心して当面の生活を送るためには、必要最小限の応急的な修理による居住に比して、より安全に居住できる場所を早急に確保することが必要であると考え、村内の民間住宅への入居（平成23年4月6日入居開始）に注力し対応してきた次第です。なお、今後、東日本大震災に関して「住宅の応急修理」制度を活用することは、制度の趣旨上、致しかねます。また、「住宅の応急修理」に代わるその他の対応につきましても予定しておりません。</p>	社会福祉課
1/4	<p>ゴミの処理については、常会に入っていないと集積所を使えません。村が行うべき住民サービスと思えます。ほかの自治体では各地区のゴミの集積所は自治体若しくは自治体が委託する法人が管理していると思いたしますが、東海村は何故行わないのでしょうか。</p>	<p>ゴミ集積所については、自治会加入は条件としておりませんので、設置条件（10世帯以上での申請等）を充たせば収集をしております。</p> <p>ただし、地域によっては自治会や班（常会）が設置し、管理しているごみ集積所もあります。ごみ集積所は村の管理ではなく、利用者の皆さんが管理しています。この場合は、集積所管理者（自治会長・常会長等）に御相談ください。</p> <p>なお、隣接市町村に確認しましたが、燃えるごみ・燃えないごみの集積所で、行政が管理・または管理を委託しているごみ集積所は無いそうです。ちなみに集積所の設置については、ひたちなか市と東海村でほとんど差異はありません。</p>	環境政策課

1/28	消防組合の運営主体が分かる規約を掲載して下さい。また、消防の協定書は、市消防本部が解散しているため、新たに協定したものを掲載下さい。	ひたちなか・東海広域事務組合に確認し、本年度中に例規集をホームページに掲載することです。協定書は旧協定のまま掲載されておりましたので、村例規集から削除します。 古い根拠規定である消防法第21条は村例規集から削除しました。また、ひたちなか・東海広域事務組合に確認したところ、現在は、最新の根拠規定である消防法第39条の規定になっているとのことでした。	政策推進課
照 会			
	行政事務等に関するもの	回答内容	
	① 現在交通止めになっている「あこぎがうらクラブ」側を通っている旧道の復旧計画を教えてください。	① 御指摘の村道（0207号）につきましては、土地の変動による境界確認をし、その後上水道及び下水道等の災害復旧工事を実施しますことから現在通行止めになっております。また、この道路の復旧につきましては、国道245号拡幅の件もありまして現在のところ未定でございます。 さて、通行の確保については、事前に役場みちづくり課に連絡をいただければ通行を確保しますのでご相談ください。	① みちづくり課
6/8	② 村報No.239号、ふるさと探訪「海まで続いていた阿漕が浦の流れ」の文で、液状化現象が阿漕が浦周辺で起きた原因として、「江戸時代までは、この一帯が河川であったことが挙げられます。」とありますが、この現象が起きた一帯が河川であったとの可能性の記事は、平成17年5月25日号、自然を探して「阿漕が浦の成因」で、近くのボーリング調査で明らかになったと記してあり、ほぼ納得できますが、「江戸時代までは・・・」は誤りではないでしょうか。他に参考資料があるのでしょうか。	② 御意見をもとに、執筆者に確認したところ、古者から口伝えて聞いたことを根拠にした原稿を作成したとのことでした。また、幼少期には、雨量が多い時期に阿漕ヶ浦から流れ出た水で出来た水溜りで遊んだ記憶があるとのこと。 なお、参考資料については、当該掲載内容を裏付ける歴史的資料は確認されておりません。	② 生涯学修課
1/23	30ℓのゴミ袋が近くの店では品切れで、入荷予定も分からないとのこと。東海村指定のゴミ袋であり、何処に行けば入手できるのでしょうか 生産の管理は村で行っているのでしょうか？	ごみ袋の納入は、競争入札により決定した委託業者は中国でごみ袋を生産しています。本年2回目の納入を11月中旬に予定していましたが、中国との諸問題から一部地域の税関が日本向けの輸出品の通関検査を強化したことから、通関に遅れが生じ納入が大幅に遅れました。現在は入荷済みであり、欠品は解消されております。 今後もこのような事態が懸念されますので、来年度の入札時には対策を取りたいと思えます。	環境政策課
1/24	役場からの通知額と年金の源泉徴収額に金額の相違があり困惑します。年度勘定と暦年勘定の相違が原因であり違うのは当たり前との説明を受けましたが、一般人からすると一物二価では困ります。統一してもらいたい。改善を検討願います。	役場からの通知額と年金の源泉徴収票の金額の相違についてですが、双方は性質の違うものになります。役場からの通知は、「介護保険法」等により年度勘定（4月1日～3月31日）になり、年金の源泉徴収票の金額は、「所得税法」等により暦年勘定（1月1日～12月31日）です。御理解のほどよろしく願います。 また、表記の仕方については検討させていただきます。	介護福祉課

9/13	<p>通学路は幹線道路であり交通量も多いのが現状です。そのような通学路を子ども目線で見てみました。気付いたこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通量が多くスピードオーバー ・歩道に営利を目的とした看板が街路樹に釘で打ちつけてある。 ・看板をよける為、子ども達は車道に出る。 ・私物のレンガを歩道に置いている。 ・街路樹の所に杭を打ち「本日サービスデー」ののぼり旗がみっともない。 ・駐車場が明確でなく、車が歩道の上に乗っている事が多い ・私物のプリンターが歩道に出ている。 	<p>回答不要、目に見える改善を望まれる。 関係する担当に回付し、現場を確認後対処する。 ご本人に対し、相談室から経過報告をする。</p>	みちづくり課
	震災・原子力事故等に関するもの	回答内容	
6/18	<p>家庭で行った除染で生じた汚染土の収集については、村民の被曝量低減の為に村が早期に実施すべきと思う。実施状況はどうなっているのか？</p>	<p>村の定める放射線レベルの目安を越える私有地については、各個人（所有者）に低減対策をお願いしています。方法は、除去した土壌等を土嚢袋等に入れ、それぞれの敷地内に穴を掘り、ブルーシート等で養生して埋設（約40～50cmの覆土）する。または、敷地内の一角をブルーシートで養生し、トラロープ等で立ち入り制限をするか、仮置きを表示等をしたうえで一時保管することをお願いしています。現在のところ国において放射性廃棄物の処分場の整備が進んでおらず、大変ご迷惑をお掛けしますが、敷地内保管にご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。なお、低減対策で不明な点等については、随時御相談を受けております。</p>	原子力安全対策課
12/4	<p>甲状腺超音波検査について、もしも、異常があった場合の村のサポートはどのような形になるのですか？</p>	<p>現在、検診の結果「要精密検査」の判定が出た場合には、精密検査実施医療機関の御案内や検査の受け方等について御説明をさせていただきます、微力ではありますが不安の軽減に努めていきます。</p>	保健年金課
2/28	<p>1歳から中学3年生に対する甲状腺検査。実施から3ヶ月経ちましたが、結果などの情報が村のホームページでも確認できません。</p>	<p>公表方法等については、東海村甲状腺超音波検診検討委員会での検討後、3月末の村長定例記者会見で公表する準備を進めております。又、公表後は、検診結果をホームページや広報等でお知らせします。</p>	保健年金課